

# 国際海上輸出コンテナの総重量の確定方法ガイドライン

平成28年4月28日

平成30年12月21日改訂

令和4年10月14日改訂

国土交通省

## 改訂記録

改訂年月日	改訂番号	改訂内容
平成 28 年 4 月 28 日	初版	
平成 30 年 12 月 21 日	第 2 版	5.ガイドライン の追記、修正 6.よくある質問と回答 の修正
令和 4 年 10 月 14 日	第 3 版	3.用語の定義と解説 5.ガイドライン の追記、修正 6.よくある質問と回答 の修正 別紙の修正

以上

## 目次

1. ガイドライン策定の背景及び目的	3
2. ガイドラインの位置づけ	4
3. 用語の定義と解説	5
4. コンテナ総重量の確定方法概略	7
5. ガイドライン	
(1) 基本的事項	9
(2) 届出荷送人（自らコンテナ総重量を確定する荷送人）	10
・ 自らコンテナ総重量を確定する場合の届出	
・ 実入りコンテナの総重量を計測する方法「方法1」	
・ 貨物品等を個別に計測した重量にコンテナの風袋重量を 足し合わせて総重量を算出する方法「方法2」	
・ コンテナ総重量の伝達	
(3) 登録確定事業者	13
(4) 運航船社・コンテナヤード責任者	16
(5) 国土交通省の取り組み	17
・ 届出荷送人に係るもの	
・ 登録確定事業者に係るもの	
(6) その他	18
6. よくある質問と回答	19

## 1. ガイドライン策定の背景及び目的

貨物の総重量の誤申告に起因すると思われるコンテナの荷崩れ等の事故が世界的に相次いで発生していることから、輸出コンテナに関して、船積み前にコンテナ総重量を計測し、荷送人がコンテナ総重量を確定させることを義務づけた「海上人命安全条約」(SOLAS 条約)の改正が行われたため、SOLAS 条約を締結している我が国は当該改正内容を実施する制度を導入する必要がある。

改正 SOLAS 条約においては、2016 年 7 月 1 日以降に船積みされるコンテナについては、荷送人が自ら又は第三者に依頼して以下のいずれかの方法を用いて、コンテナの総重量を把握する必要があるとされている。

- ① 実入りコンテナの総重量を計測する
- ② コンテナ内に梱包する貨物、パレット、その他の固定材を含むすべての貨物品等の重量を計測し、これにコンテナの自重を足し合わせてコンテナ全体の重量を算出する

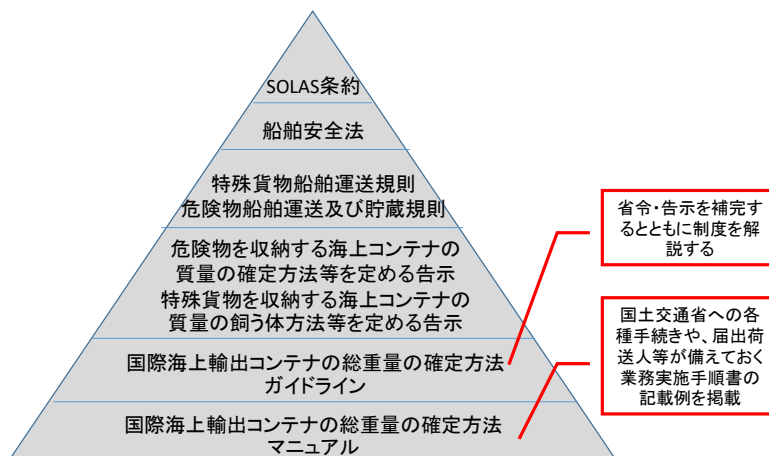


本ガイドラインは、コンテナ輸出に携わる関係者が複雑であることを踏まえ、輸出製品の製造者、売買の仲介をする者、海貨事業者、貨物利用運送事業者等の具体的な取り組みをとりまとめたものである。

## 2. ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、改正 SOLAS 条約におけるコンテナ総重量の確定のため、「特殊貨物船舶運送規則（昭和 39 年運輸省令第 62 号）」及び「危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和 32 年運輸省令第 30 号）」の一部改正省令（平成 28 年国土交通省令第 45 号）、並びに「特殊貨物を収納する海上コンテナの質量の確定方法等を定める告示（平成 28 年国土交通省告示第 720 号）」及び「危険物を収納する海上コンテナの質量の確定方法等を定める告示（平成 28 年国土交通省告示第 721 号）」の運用解釈を示すと共に、省令等の内容を具体化するために作成したものである。

なお、省令等及び本ガイドラインの記載事項の解説や各種様式、記載事例等については「国際海上輸出コンテナの総重量の確定方法マニュアル」において記載する。



本ガイドライン及びマニュアルで使用する用語は、可能な限り一般的な用語の使用を心がけているため、省令等で用いられている用語とは必ずしも一致しない。

### 【参考：改正 SOLAS 条約の概要】

#### 現行規定

1. 荷送人は、以下の内容を含む貨物情報を含む資料を船長(又は代理人)に提供。  
⇒○貨物の概要○貨物又は貨物ユニットの総重量○運送に関連する貨物の特性
2. 荷送人は、船積み前に貨物ユニットの総重量が船積書類に記載されているものと一致することを確認。

#### 改正内容

- 上記現行規定に、以下の内容を追加
3. 荷送人は、コンテナ貨物については、以下の2通りの方法で総重量を証明。  
A: 調整・証明済み装置を用い、実入りコンテナの総重量を計測  
B: 国が承認した方法により、コンテナの自重・貨物・パレット等の重量を足し合わせ
  4. 荷送人は、上記方法で計測されたコンテナ総重量の船積書類への記載を確認
  5. 荷送人からコンテナ総重量の情報提供がなく、船長(その代理人)及びターミナル代表者がコンテナ総重量を入手していない場合は、当該コンテナの船積禁止。

### 3. 用語の定義と解説

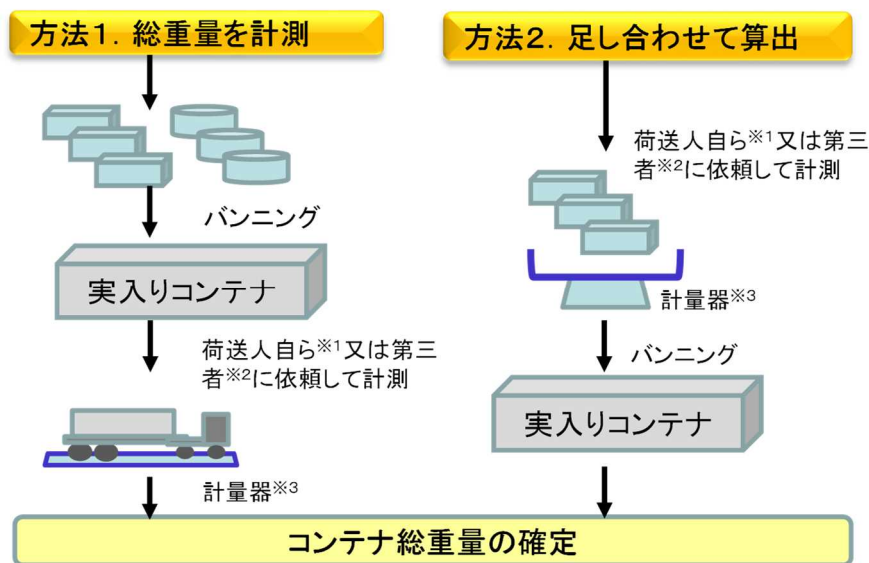
用語	定義と解説
SOLAS 条約	The International Convention for the Safety of Life at Sea (海上人命安全条約) の略称。 航海の安全、特に人命の安全を確保するために船舶の構造、設備等の基準を定めている。
国際海上輸送	SOLAS 条約の適用船に積載され、日本から輸出されるコンテナの輸送。ただし、旅客及び乗組員を安全な状態に保つことができる港又は場所から常に 200 マイル (370.4km) 以下を航行し、かつ、航海が始まる国の最後の立ち寄り先と揚げ地の最終的な港の間が 600 マイル (1,111.2km) を超えない航路において、シャーシに搭載された状態で RO-RO 船により運ばれるコンテナは、本制度において国際海上輸送の適用除外とする。
コンテナ	海上輸送コンテナのうち、下部の外側の 4 隅で囲まれた面積が次のいずれかであるコンテナ。 (i) 14 m <sup>2</sup> (150 平方フィート) 以上 (ii) 上部隅金具が取り付けられている場合には、7 m <sup>2</sup> (75 平方フィート) 以上
梱包	バンニング (コンテナに貨物品等を詰め込む作業) のこと。 (省令及び告示においては「収納」としているが、ガイドラインにおいては「梱包」と記す。)
貨物品等	貨物又は危険物、パレット、荷敷き、梱包材その他コンテナに梱包される物。 (省令及び告示においては、貨物ユニットに収納されている物を「貨物」と記しているが、ガイドラインにおいては「貨物品等」と記す。)
コンテナの風袋重量	コンテナ自重のこと。空のコンテナの重量 (Tare weight) で、国際標準化機構 (ISO) 規格及び日本工業規格 (JIS) に基づき、コンテナに視覚的に表示されている。
実入りコンテナ	貨物品等が梱包され、シール (封印) された状態のコンテナ。
コンテナ総重量	貨物品等の重量及びコンテナの風袋重量を合計した重量。 (省令及び告示においては「質量」と記しているが、ガイドラインにおいては「重量」と記す。)
総重量の確定	別に示す輸出コンテナ貨物総重量のいずれかの方法でコンテナの総重量を計測・算出し、その総重量を船積書類又は搬入票に記載し、船長に伝達する重量を確定させる行為。
船社	海上運送法に基づく船舶運航事業者。 (省令及び告示においては「船舶運航事業者」としているが、ガイドラインにおいては「船社」と記す。)
荷送人	船社との間で海上運送契約を締結した荷送人 (発荷主) として、船荷証券 (B/L: Bill of Lading) 若しくは海上貨物運送状 (Waybill) 又はこれに相当する複合運送書類の荷送人 (Shipper) の欄に名前のある者 (Master B/L に荷送人として記される者等) とする。 ただし、本邦外の受荷主が船社と運送契約を締結する本船渡し (FOB/FCA 等) 契約であって、当該受荷主が Master B/L の荷送人となる場合など荷送人が日本国内に事業所を有さない者が荷送人となる場合には、当該受荷主との契約に基づきコンテナにて貨物を輸出する者 (日本国内の個人又は法人であって、実際に貨物を輸出する商社、貨物利用運送事業者等) を荷送人とみなす。  ※IMO が発行したガイドラインでも、「shipping company」と運送契約する荷送人がコンテナ総重量に責任を負うものとしている。船舶の安全航行を目的とした SOLAS 条約における shipping company は船舶運航

	事業者であり、貨物利用運送事業者は shipping company に含まれない。
実荷主	荷送人に貨物の運送を委託する者 (House B/L に荷送人として記される者等)。貨物品等の収納作業を行う業者 (実際に梱包を行う作業会社や海貨事業者、荷送人にならない貨物利用運送事業者等) は実荷主から除く。
受荷主	最終目的地においてコンテナの受取を行う者 (B/L に荷受人として記される者)。
貨物利用運送事業者	貨物利用運送事業法に基づき国土交通大臣に登録された第一種貨物利用運送事業者及び国土交通大臣に許可された第二種貨物利用運送事業者 (NVOCC)。国土交通大臣により許可を受けたとみなされる者を含む。
海貨事業者	個品運送貨物の船舶への引渡し又は個品運送貨物の船舶からの受取りにあわせてこれらの行為に先行し又は後続するはしけ輸送及び沿岸荷役行為を一貫して行う港湾運送事業者として、港湾運送事業法第 4 条に基づき国土交通大臣の許可を受けた者。
検量事業者	検量事業を行う者として、港湾運送事業法第 4 条に基づき国土交通大臣の許可を受けた者。
船長	コンテナを運搬するコンテナ運搬船の船長又は船長を代理する船舶運航事業者 (船社)。
コンテナヤード責任者	コンテナの船積みを行う場所における船舶ごとの船積みについて責任を有し、自ら当該作業の指揮監督をする者であって、船長以外の者。 (省令及び告示においては「コンテナヤード代表者」としているが、ガイドラインにおいては「コンテナヤード責任者」と記す。)
船積書類	ドックレシート (D/R) など、船荷証券に記載されている情報と同等以上の情報が記載されている書類で船社又はコンテナヤード責任者にコンテナ総重量を伝達する書類。 (省令及び告示においては「資料」と記しているが、ガイドラインにおいては「船積書類」と記す。)
船積関連書類	パッキングリスト (P/L)、 SHIPPING インストラクション (S/I) など、コンテナ総重量を確定させる者に貨物の重量を伝達することができる書類。
Master B/L	船社が発行する B/L。船社以外 (貨物利用運送事業者等) が発行する B/L (House B/L) や形式的なもの (Memo B/L) は含まない。
搬入票	コンテナをコンテナヤードに搬入する際に、荷主とコンテナヤード責任者の間で、コンテナのブッキング情報や外観状態を確認しあう受渡証。
AEO 制度	Authorized Economic Operator の略称。 国際貿易における安全確保と円滑化の両立を図るため、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された事業者に対して、税関長があらかじめ承認又は認定を行い、当該事業者が迅速化・簡素化された税関手続を利用することを認める制度。
AEO 承認・認定事業者	AEO 制度において貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された事業者 (特例輸入者を除く)。
ISO9001 取得者	ISO9001 認証機関より、ISO9001 適合組織として認証を得ている者。
届出荷送人	改正 SOLAS 条約の実効性を確保するための国土交通省が定める要件を満たし、コンテナ総重量を自ら確定させる者として、国土交通大臣に届け出た者。
登録確定事業者	荷送人に代わり、コンテナ総重量の確定を事業として行う第三者として国土交通大臣に登録された者。

#### 4. コンテナ総重量の確定方法概略

改正 SOLAS 条約においては、コンテナ総重量を確定させ、船社又はコンテナヤード責任者に伝達する責任は荷送人にあり、コンテナ総重量の確定は、梱包されシール（封印）された状態のコンテナの「総重量を計測」する方法、又はコンテナに梱包される貨物品等及びコンテナの風袋重量の「足し合わせて算出」する方法のいずれかで行われる。

また、荷送人自らが総重量を検証し確定させる（国土交通大臣への届出が必要）ことその他、国土交通大臣に登録された第三者（登録確定事業者）に総重量の確定を依頼することもできる。



- ※1 国土交通大臣への届出  
自らコンテナ総重量を確定させる荷送人は、コンテナ総重量を確定させる前に、国土交通大臣への届出が必要となる。届け出はコンテナ総重量を確定する者又は事業所等の単位で行い、輸出するコンテナ毎に届け出るものではない。
- ※2 荷送人に代わる第三者  
荷送人からの依頼を受け荷送人に代わりコンテナ総重量を確定させるようとする者は、コンテナ総重量を確定させる前に、国土交通大臣の登録を受ける必要がある。
- ※3 使用する計量器  
以下のいずれかを満たす計量器が、コンテナ総重量を確定させる重量の計測に使用できる。  
○計量法に基づく特定計量器  
○特定計量器以外の計量器であって、次の計量器  
・計量器の製造事業者・修理事業者・販売者が点検・調整し、計量器の製造者・修理事業者・販売者が定めるところにより性能を保証し、器差が±5%の範囲内である計量器  
・計量器を管理する者が自ら定期的に点検・調整し、器差が±5%の範囲内である計量器

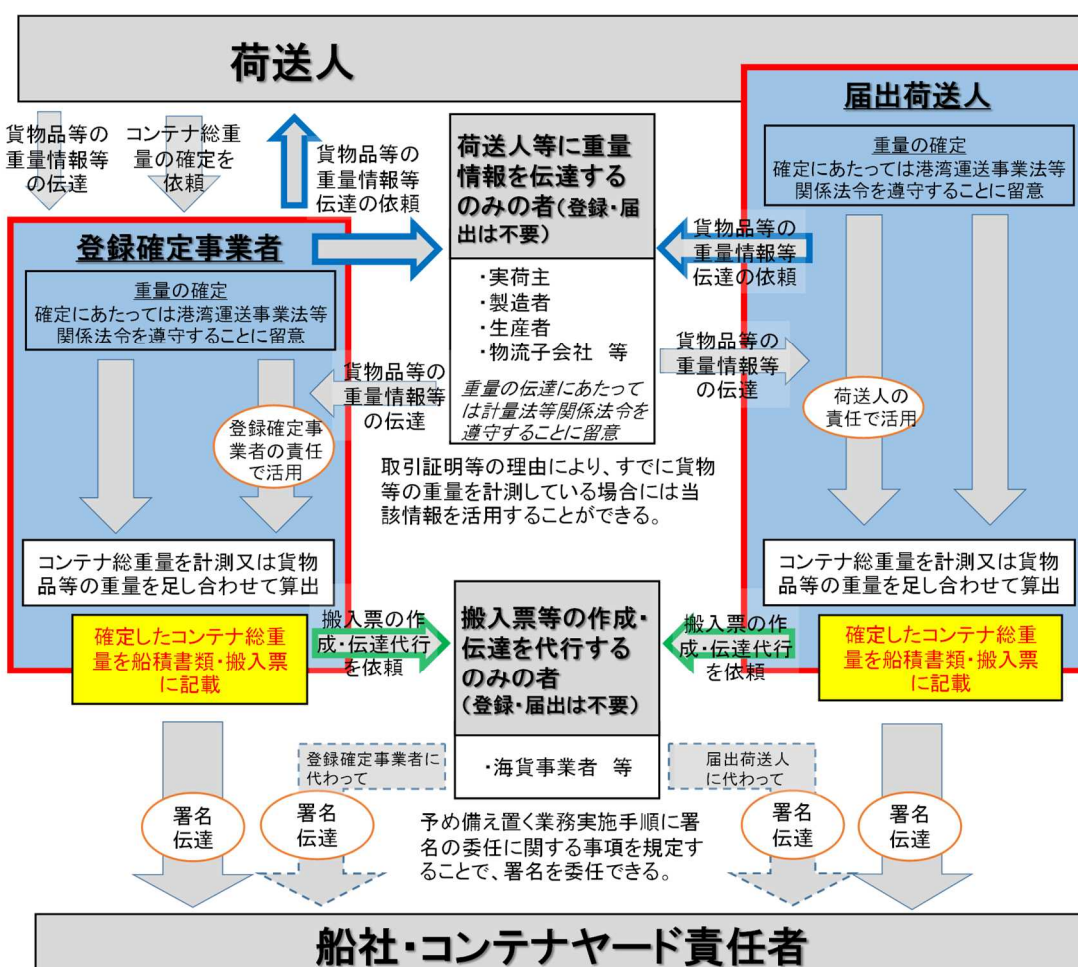
なお、自らコンテナ総重量を確定させるため国土交通大臣に届出をした荷送人（届出荷送人）及び登録確定事業者の名称等は、国土交通省のホームページにて公



開される。

また、コンテナ総重量を確定する者の基本的な考え方は次のとおり。

- ★コンテナ総重量を確定し、船社等に伝達するいずれかの者が国土交通大臣に届出又は登録されていること。(下記図の赤太枠参照)
- ★届出荷送人及び登録確定事業者は、方法1又は方法2にてコンテナ総重量を自ら確定させる他、自らの責任において貨物品等の重量情報等の伝達を外部に依頼し、得られた情報を活用することができる。(下記図の青太矢印参照)
- ★届出荷送人及び登録確定事業者は、自ら搬入票等を作成し、署名の上、船社等へ伝達する。(搬入票等の作成・署名・伝達を海貨事業者等に代行させることもできる。)(下記図の緑太矢印参照)



荷送人はコンテナ総重量の確定に関連する業務の全てを独自に実施しなければならないわけではなく、改正 SOLAS 条約が発効する以前より関係法令に基づきコンテナ総重量が適切に計測・算出され、船社・ターミナル責任者に伝達されていた場合には、従前のコンテナ総重量の計測・算出及び船社等への伝達手段を活用することができる。

## 5. ガイドライン

### 基本的事項

1.1	対象となる国際海上輸送	SOLAS条約の適用船に積載されて、日本から輸出されるコンテナ貨物の輸送。ただし、旅客及び乗組員を安全な状態に保つことができる港又は場所から常に200マイル(370.4km)以下を航行し、かつ、航海が始まる国の最後の立ち寄り先と揚げ地の最終的な港の間が600マイル(1,111.2km)を超えない航路において、シャーシに搭載された状態でRO-RO船により運ばれるコンテナ貨物は、適用除外とする。
1.2	対象となるコンテナ	海上輸送コンテナのうち、下部の外側の4隅で囲まれた面積が次のいずれかであるコンテナ ① 14平方メートル(150平方フィート)以上 (概ね20フィート以上の大きさのコンテナ) ② 上部隅金具が取り付けられている場合には、7平方メートル(75平方フィート)以上 (上部隅金具が取り付けられている12フィートコンテナは対象となる)
1.3	コンテナ総重量に責任を負う者	荷送人とする。 荷送人とは、船社との間で運送契約を締結した荷送人(発荷主)として、船荷証券(B/L)又は海上貨物運送状(Waybill)の荷送人(Shipper)の欄に名前のある者(master B/Lに荷送人として記される者等)とする。 ただし、本邦外の受荷主(日本国内に事務所を有する者を除く)が船社と運送契約を締結する本船渡し(FOB/FCA等)契約であって、当該受荷主がmaster B/Lの荷送人となる場合など日本国内に事業所を有さない者が荷送人となる場合には、当該荷受人との契約又は当該荷受人の指示に基づきコンテナにて貨物を輸出する者(日本国内の個人又は法人であって、実際に貨物を輸出する商社、貨物利用運送事業者等)がコンテナ総重量に責任を負うものとする。
1.4	コンテナ総重量に責任を負う者(本邦外の受荷主が船社と運送契約を締結する場合)	本邦外の受荷主(日本国内に事務所を有する者を除く)が船社と運送契約を締結する本船渡し(FOB/FCA等)契約であって、当該受荷主がmaster B/Lの荷送人となる場合など日本国内に事業所を有さない者が荷送人となる場合には、登録確定事業者又は届出荷送人がコンテナ総重量を確定する場合には荷送人(=荷受人)の届出は必要としない。 なお、コンテナ総重量の確定に係る荷送人の定義は、貿易に関する損害賠償等を規定した国際海上物品運送法の定義と必ずしも一致しない。本邦外の受荷主がmaster B/Lの荷送人となる場合にあっても、日本からの貨物を輸出する場合、貨物を日本国内の港から発送する者は日本国内に活動の拠点を置くと考えられることから、コンテナ総重量を確定する責任を有する荷送人は、日本国内の法人又は個人とする。
1.5	コンテナ総重量の確定方法	コンテナの総重量を確定させる方法はコンテナ毎に以下のいずれかの方法による。 ①実入りコンテナの総重量を計測する方法(以下「方法1」) ②国土交通省が定める方法を用い、貨物・パレット、荷敷きなどの梱包材や固定材を個別に計測した重量にコンテナの風袋重量を足し合わせて総重量を算出する方法(以下「方法2」)
1.6	コンテナ総重量を確定させる者	荷送人自ら(国土交通大臣への届出が必要)又は国土交通大臣に登録された者(登録確定事業者)がコンテナ総重量を確定させる。
1.7	トランシップを伴うコンテナの総重量	国内港から国内輸出港まで内航輸送され、国内輸出港においてSOLAS条約の適用船に積み替えられるコンテナについては、国内輸出港のコンテナヤード内でのコンテナの総重量の計測が困難である場合、国内輸出港のコンテナヤードに搬入される前に総重量が確定されている必要がある。 また、対象となる国際海上輸送の最初の発地が日本でないSOLAS条約の締約国である場合には、トランシップされるコンテナの総重量は既に確定されているとみなす。
1.8	コンテナの風袋重量の扱い	コンテナ本体に国際規格又は日本工業規格に基づき風袋重量が明確かつ容易に消滅しない方法で印字されている場合には、当該値を用いることができる。 なお、貨物品等が梱包されていないコンテナ(空コンテナ)は、コンテナの風袋重量が確定されたコンテナ総重量となる。

## 届出荷送人（自らコンテナ総重量を確定する荷送人）

### 自らコンテナ総重量を確定する場合の届出

2.1	自らコンテナ総重量を確定する荷送人の要件	国土交通省令が定めるコンテナ総重量確定の要件を満たす文書化された内規又は業務実施手順書を備え、実施体制を有する荷送人（1.4の者を含む。）であって、国土交通大臣に届出をした者（以下「届出荷送人」）。
2.2	コンテナ総重量の確定を行う事業所に備え置く業務実施手順書	<p>業務を開始する前にコンテナ総重量を確定させる以下の業務の実施手順を定め文書化し、その方法によりコンテナ総重量を確定しなければならない。</p> <p>① 計測・算出方法に関する事項 （計測・算出の時期・方法、計測・算出する者・場所等に関すること。）</p> <p>② 計量器の性能の確保に関する事項 （定期的な校正・点検・調整の方法とその記録に関すること。自らが計量器を保有しない場合には、所有する者に校正・点検・調整を委ねること等。）</p> <p>③ 重量確定業務（制度）に係る教育・訓練に関する事項 （重量確定業務に係る担当者及び業務実施者に対する社内研修、教育・訓練の実施記録の保管等）</p> <p>④ コンテナ総重量を記した船積書類等に署名する者に関する事項 （署名する者の氏名又は名称に関すること（署名は印字でも構わない）。）</p> <p>⑤ 確定したコンテナ総重量の船社又はコンテナヤード責任者への伝達に関する事項 （ドックレシート等の船積書類や搬入票（いずれか又は両方）など伝達に使用する書類（書面又は電子的手段の別を含む）に関すること。）</p> <p>⑥ 自ら計測しない貨物品等に関する事項 （自ら計測しない貨物品等の概要や重量情報の受取方法、重量情報の乖離を確認するためのチェック項目等。）</p> <p>⑦ 計測・算出の記録の保管に関する事項 （運航船社等に伝達したコンテナ総重量と確定方法の記録を保管すること。）</p> <p>⑧ 計測等の依頼に関する事項 （自らがコンテナ総重量に責任を負うが、計測・算出・船積書類等への署名・船社等への伝達を外部に依頼する場合には、依頼する相手方の氏名若しくは名称又は依頼相手方が多岐にわたる場合には計測を依頼する相手方を明確にする契約書若しくは社内規定等に関すること。）</p> <p>⑨ その他必要な事項</p> <p>⑩ 上記①から⑨の点検方法（外部監査、内部監査等）に関する事項 （外部監査又は内部監査の実施方法に関すること。）</p>
2.3	業務実施手順書の作成	2.2で文書化する業務実施手順書は、既に同等の文書を有している場合には、新たに文書を作成する必要はない。また、業務実施手順書はコンテナ総重量を確定させる業務を行う事業所ごとに備え置くことを求めるが、同事業所で閲覧できれば良く、法人単位で作成し、電子的方法で備え置くことでも構わない。
2.4	届出の手続きと届出書の記載事項	<p>業務を開始しようとする日の2週間前までに国土交通大臣に届け出なければならない。届出書に必要な記載事項は以下のとおりとする。</p> <p>① 法人の場合：名称、住所、代表者の氏名、法人番号（13桁） 個人の場合：氏名、住所</p> <p>② 業務の種類及び概要</p> <p>③ 届出に係る担当部門の責任者の氏名、職名及び連絡先 （電話番号及び電子メールアドレス）</p> <p>④ コンテナ総重量を確定させる業務を行う事業所の所在地及び名称</p> <p>⑤ コンテナ総重量の確定方法の区分</p> <p>なお、複数の事業所等を有する法人にあつては、法人単位での届出であっても、事業所等单位での届出でも構わない。</p>
2.5	届出書の添付書類	<p>届出書に添付する書類は以下のとおりとする。</p> <p>① 現在事項が証明できる登記事項証明書 （届出者が法人の場合のみ添付する。外国法人にあつては、日本国法務局から発行される登記事項証明を添付する。）</p> <p>② 業務実施手順書を備えていることを証明する書類 （実施方法を記した文書の届出書への添付は必要としない。文書名、文書番号、作成日等を記した書類を届出書に添付する。）</p>

2.6	届出手続きの特例 (記載事項等の一部を省略できる者並びに届出書の記載及び添付する書類の一部の省略)  ※別紙参照	AEO承認・認定事業者又はIS09001取得者は、それを証明する書類を届出書に添付することで、以下の届出書の記載事項が記載され、添付書類が添付されたこととする。 ① AEO承認・認定事業者 1) 届出書の記載事項 ・業務の種類及び概要 ・届出に係る担当部門の責任者の氏名 ・コンテナ総重量を確定させる業務を行う事業所の所在地及び名称 2) 添付書類 ・現在事項が証明できる登記事項証明書  ② IS09001取得者 1) 届出書の記載事項 ・業務の種類及び概要 ・届出に係る担当部門の責任者の氏名 2) 添付書類 ・現在事項が証明できる登記事項証明書
2.7	届出の押印及び署名	届出書への代表者等の押印又は署名は不要であり、現在事項が証明できる登記事項証明書は写しで構わない。 また、電子的方法により届け出る場合は、届出の日は電子的方法により情報が送信された日とする。
2.8	届出変更の手続き	届出荷送人は以下のいずれかの事項に変更があった場合には、遅滞なく国土交通大臣にその旨を届け出ること。 ① 届出荷送人の名称、住所、法人番号 ② 届出に係る担当部門責任者の氏名又は連絡先 ③ コンテナ総重量の確定方法の区分 ④ 5年毎の業務継続報告が認められている者にあつては、AEO承認・認定又はIS09001認証
2.9	業務継続の報告	届出をした日から、3年毎に業務の実施方法を点検（外部監査又は内部監査等）するとともに、届出事項の変更の有無を確認し、国土交通大臣に点検の結果及び届出事項の変更の有無を報告すること。 なお当該報告は、届出をした日から3年を経過する毎に、その経過する日の90日前からその経過する日までの間に行うこと。
2.10	業務継続報告の期間に関する特例	下記①あるいは②を届出時又は業務継続報告時に添付した場合は、2.9の業務継続の報告を3年毎ではなく、5年毎に行うことで差し支えない。 ① AEO承認・認定事業者であることを証明する書類及びAEO制度における監査部門によりコンテナ総重量確定に関する内部監査が行われていることを確認できる内部監査関係書類 ② IS09001を取得していることを証明する書類及びIS09001の適用範囲にコンテナ総重量確定に関する内容が入っていることを確認できる書類
2.11	業務の廃止	届出荷送人が業務を廃止したときは、国土交通大臣にその旨を届け出ること。



実入りコンテナの総重量を計測する方法「方法1」		
3.1	方法1で使用する ことができる計量器	次のいずれかの計量器を用いること。 ①計量法に基づく特定計量器 (計量法施行令第2条第2号イ(1)(2)の非自動はかりであって、検定証印等があり、 定期検査等を受け合格しているもの) ②特定計量器以外の計量器であって、次の計量器 ・計量器の製造事業者・修理事業者・販売者が点検・調整し、計量器の製造者・修理 事業者・販売者が定めるところにより性能を保証し、器差が±5%の範囲内である計 量器 ・計量器の管理者自らが定期的に点検・調整し、器差が±5%の範囲内である計量器  なお、特定計量器の検定等については関係法令を遵守すること。
3.2	トラックスケール によるコンテナ総 重量の確認方法	次のいずれかの方法によりコンテナ総重量を求める。 ①シャーシに搭載された実入りコンテナの総重量の計量は、空コンテナの状態 で計量した重量と、実入り状態で計量した重量の差分に、コンテナの風袋重量を加算する。 ②実入り状態で計量した重量から、シャーシ(トラクターヘッド付で計量する 場合には、シャーシ及びトラクターヘッド。以下同じ。)の自動車検査証に記された車両重 量を減算する。ただし、シャーシに自動車検査証の車両重量に含まれない当該付加物 がある場合には、付加物の重量を除去すること。
3.3	方法1を使用しな ければならない特 定の貨物	古紙・金属くず等のコンテナにばら積みされる貨物及び袋詰めされていない穀物や粉 末、液体等で、方法2に使用される計量器において貨物の重量が計量できない貨物 が、コンテナに梱包される又は貨物に含まれる場合
3.4	届出荷送人以外の サプライチェーン 関係者による重量 情報の確認	届出荷送人は、重量情報の確認を委託した実荷主や、物流子会社等の関係者が方法1 により重量を確認し、伝達された重量を自らの責任で利用することができる。 重量の確認に際しては関係法令を遵守すること。
貨物品等を個別に計測した重量にコンテナの風袋重量を足し合わせて総重量を算出する方法「方法2」		
4.1	方法2によるコン テナ総重量の算出 方法	コンテナに梱包される貨物品等の重量を個別に計測し、当該貨物品等の重量の合計 に、コンテナの風袋重量を加算する。 (複数コンテナにわたる貨物の重量を按分し、各コンテナの総重量を推計することは 認められない。)
4.2	方法2で使用する ことができる計量 器	次のいずれかの計量器を用いること。 ①計量法に基づく特定計量器 (計量法施行令第2条第2号イ(1)(2)の非自動はかりであって、検定証印等があり、 定期検査等を受け合格しているもの) ②特定計量器以外の計量器であって、次の計量器 ・計量器の製造事業者・修理事業者・販売者が点検・調整し、計量器の製造者・修理 事業者・販売者が定めるところにより性能を保証し、器差が±5%の範囲内である計 量器 ・計量器の管理者自らが定期的に点検・調整し、器差が±5%の範囲内である計量器  なお、特定計量器の検定等については関係法令を遵守すること。

4.3	コンテナへの梱包の都度の計測を要さない貨物品等	<p>次のいずれかの重量について、自ら貨物品等を計測した場合又は実荷主、製造者、生産者、計量証明事業者等が4.2の計量器により計測した重量を伝達された場合には、コンテナへの梱包の都度の計測を要さない。</p> <p>①契約書等（商取引に係る文書、仕様書、設計書等）により重量が明確である貨物品等の重量  ②個別に封印されている小包や積荷（以下「封印小包」）であり、その表面に品物の正確な重量が明確かつ容易に消滅しない方法（刻印、印刷、シール等）で印字されている貨物品等の重量（封印小包の中の梱包材や保冷剤といったその他の材料を含む。）  ③契約書等（商取引に係る文書、仕様書、設計書等）により重量が明確である貨物品等の重量のうち軽微な仕様変更（外見上の変化が認められない場合に限る。）による重量の僅少な誤差  ④重量を計測した封印小包と同じ封印小包であって、重量が不変であることを届出荷送人、実荷主、製造者、生産者等が保証する貨物品等の重量  ⑤重量の計測を行った後、気象条件の変化等により重量に変化が生じる場合であって、運航船社又はコンテナヤード責任者へ伝達する総重量と実際のコンテナ総重量の誤差が、±5%の範囲内である場合</p>
4.4	届出荷送人以外のサプライチェーン関係者による重量の確認	<p>届出荷送人は、コンテナに梱包される貨物品等の重量の確認を実荷主、製造者、生産者、物流子会社等の関係者に委託し、委託した者から伝達された重量を自らの責任で利用することができる。  重量の確認を受託した者は関係法令を遵守し、貨物品等の重量の確認を行い、届出荷送人へ伝達すること。</p>
<b>コンテナ総重量の伝達</b>		
5.1	コンテナ総重量の運航船社又はコンテナヤード責任者への伝達	<p>コンテナ総重量は、コンテナ毎に船積書類（ドックレシート等）又は搬入票により、電子的手段又は書面に、確定を行った届出荷送人又は登録確定事業者の氏名又は名称を記し、船積み前に運航船社又はコンテナヤード責任者へ伝達する。  また、届出荷送人又は登録確定事業者が伝達を他の者に依頼する場合には、当該届出荷送人又は登録確定事業者は、確定したコンテナ総重量に係る情報を適切に当該他の者に伝達するほか、当該他の者は、依頼元の届出荷送人又は登録確定事業者の氏名又は名称及び届出番号又は登録番号等を確認のうえ、搬入票等に記載するなど、コンテナ総重量の確定に責任を負う者を明確にしたうえで、運航船社又はコンテナヤード責任者に伝達することが望ましい。  なお、船積書類と搬入票に記載されるコンテナ総重量が合致するよう努めなければならない。</p>
5.2	届出荷送人とならないサプライチェーン関係者の責任	<p>実荷主、製造者、生産者等の関係者など、貨物品等の重量情報を有する者は、貨物品等の重量情報をコンテナ総重量を確定させる責任を負う届出荷送人又は荷送人に代わりコンテナ総重量を確定する第三者に船積関連書類等（パッキングリスト等）により確実に伝達すること。  貨物品等の重量の伝達は、関係法令を遵守するよう努めなければならない。</p>

<b>登録確定事業者</b>		
6.1	登録確定事業者	<p>荷送人からの委託を受けてコンテナ総重量を計測・計算する者は、改正SOLAS条約の発効前より国土交通大臣に許可等された以下の者が主に行っているが、改めて国土交通大臣に登録確定事業者としての登録を受けなければならないので注意すること。</p> <p>①港湾運送事業法によるコンテナ貨物の検量事業を行う者として国土交通大臣に許可された者（検量事業者）  ②港湾運送事業法による一般港湾運送事業者のうち、海貨事業を行うことができる者として国土交通大臣に許可された者  （海貨事業者、1種（無条件）事業者、海貨行為を行うことができる1種事業者のうち場所の条件が付されている者等）  ③荷送人等との契約に基づき重量を確定する貨物利用運送事業法による貨物利用運送事業を行う者として国土交通大臣の登録を受けた者又は許可された者  （国土交通大臣により許可を受けたとみなされる者を含む）</p> <p>なお、港湾運送事業法に基づく国土交通大臣の許可を得ていない者は、国土交通大臣に登録確定事業者として登録された場合であっても、港湾運送事業の許可を得られたと解してはならない。</p>

6.2	使用することができる計量器	<p>次のいずれかの計量器を用いること。</p> <p>①計量法に基づく特定計量器  (計量法施行令第2条第2号イ(1)(2)の非自動はかりであって、検定証印等があり、定期検査等を受け合格しているもの)</p> <p>②特定計量器以外の計量器であって、次の計量器  ・計量器の製造事業者・修理事業者・販売者が点検・調整し、計量器の製造者・修理事業者・販売者が定めるところにより性能を保証し、器差が±5%の範囲内である計量器  ・計量器の管理者が定期的に点検・調整し、器差が常に±5%の範囲内である計量器</p> <p>なお、特定計量器の検定等については関係法令を遵守すること。</p>
6.3	計測方法	計測方法は届出荷送人と同じとする。
6.4	登録申請の手続きと申請書の記載事項	<p>業務を開始しようとする日の前に国土交通大臣の登録を受けなければならない。登録申請書に必要な記載事項は以下のとおりとする。</p> <p>以下の事項を記載した申請書</p> <p>① 法人の場合：名称、住所、代表者の氏名、法人番号  個人の場合：氏名、住所</p> <p>② コンテナ総重量を確定させる業務を行おうとする事業所の名称及び所在地  (自らの事業所以外でコンテナ総重量を確定させる業務を行おうとする場合には、  業務又は営業の拠点となる事業所の名称及び所在地)</p> <p>③ 登録に係る担当部門の責任者の氏名、職名、連絡先(電話番号及び電子メールアドレス)</p> <p>④ コンテナ総重量の確定方法の区分  (方法1若しくは方法2又は両方で確定させるのか)</p> <p>⑤ 計量器の種類  (特定計量器若しくは器差が±5%の範囲内である計量器又は外部委託であるか)</p>
6.5	登録申請書の添付書類	<p>申請書に添付する書類は以下のとおりとする。</p> <p>① 定款及び登記事項証明書</p> <p>② 役員の氏名及び経歴を記載した書類</p> <p>③ 方法1によりコンテナ総重量を確定させる業務に用いる計量器の名称、数量、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別を記載した書類</p> <p>④ コンテナ総重量を確定させる業務を行う者の氏名を記載した書類</p> <p>⑤ コンテナ総重量を確定させる業務を行う者が、確定業務に関する知識・経験を有する者であることを証明する書類  (業務に関する教育・訓練を受けた記録の写し、代表者の宣誓書等)</p> <p>⑥ コンテナ総重量を確定させる業務に係る業務実施手順書</p> <p>⑦ 港湾運送事業法等関係法令に抵触しないことを証明する書類  (港湾運送事業法及びその関係法令に抵触しない範囲内で、コンテナ総重量を確定させる業務を実施する旨の代表者の宣誓書)</p> <p>上記②から⑤は申請日時点のものとする。</p>

6.6	登録申請書の添付書類（コンテナ総重量を確定させる業務に係る業務実施手順書）	<p>コンテナ総重量を確定させる業務に係る業務実施手順書には、以下を定めておかなければならない。</p> <p>① コンテナ総重量の確定方法（確定の手順）に関する事項 （荷送人からコンテナ総重量の確定を受託する方法、計測・算出の時期・方法、計測・算出する場所等に関する事）</p> <p>② 計量器の性能の確保に関する事項 （定期的な校正・点検・調整の方法とその記録に関する事。自らが計量器を保有しない場合には、所有する者に校正・点検・調整を委ねること等）</p> <p>③ 重量確定業務（制度）に係る教育・訓練に関する事項 （重量確定業務に係る担当者及び業務実施者に対する社内研修、教育・訓練の実施記録の保管等）</p> <p>④ 船積書類に署名する者に関する事項 （署名する者の氏名又は名称に関する事（署名は印字でも構わない））</p> <p>⑤ 確定したコンテナ総重量の荷送人又は運航船社並びにコンテナヤード責任者への伝達に関する事項</p> <p>⑥ 自ら計測しない貨物品等の重量に関する事項 （自ら計測しない貨物等の概要や、当該貨物の重量を計測する者への正確な計量の指示、重量情報の受取方法、重量情報の乖離を確認するためのチェック項目等）</p> <p>⑦ 計測・算出の記録の保管に関する事項 （少なくともコンテナが国際海上運送契約において船舶からの取り卸しが完了するまでの間、船社等に伝達したコンテナ総重量と確定方法の記録を保管すること）</p> <p>⑧ 計測等の依頼に関する事項 （自らがコンテナ総重量に責任を負うが、計測・算出・船積書類等への署名・船社等への伝達を外部に依頼する場合には、依頼する相手方の氏名若しくは名称又は依頼相手方が多岐にわたる場合には計測を依頼する相手方を明確にする契約書若しくは社内規定等に関する事）</p> <p>⑨ その他必要な事項</p> <p>⑩ 上記①から⑨の点検方法（外部監査、内部監査等）に関する事項 （外部監査又は内部監査の実施方法に関する事）</p> <p>既に上記を満たす手順書又は社内規定等を有する場合には、当該手順書又は社内規定等をコンテナ総重量を確定させる業務に係る業務実施手順書とみなす。 上記の場合には、当該手順書又は社内規定を、6.5の⑥に代わり申請書に添付すること。</p>
6.7	登録手続きの特例（省略できる書類）  ※別紙参照	<p>AEO承認・認定事業者又はIS09001取得者である場合には、それを証する書類を6.5の添付書類の一部に換えることのできる。添付を省略できる書類は以下のとおりとする。</p> <p>① 定款及び登記事項証明書 ② 役員の氏名及び経歴を記載した書類 ③ コンテナ総重量を確定させる業務を行う者の氏名を記載した書類 ④ コンテナ総重量を確定させる業務を行う者が計測に関する知識経験を有する者であることを証する書類</p>
6.8	申請の押印及び署名	<p>申請書への代表者等の押印又は署名は不要であり、登記事項証明書は写しで構わない。</p> <p>また、電子的方法により申請する場合は、申請の日は電子的方法により情報が送信された日とする。</p>
6.9	登録変更	<p>登録確定事業者の以下のいずれかの事項に変更があった場合には、変更した日から起算して30日を経過する日までの間に国土交通大臣の変更登録を受けなければならない。</p> <p>① 登録確定事業者の名称又は、住所並びに、法人番号（13桁） ② コンテナ総重量の確定方法の区分 ③ 登録に係る担当部門責任者の氏名又は連絡先 ④ 業務実施手順書で定めるコンテナ総重量の確定方法（確定の手順）に関する事項又は計量器の性能の確保に関する事項 ⑤ 登録の有効期間が5年間である者にあつては、IS09001認証又はAEO承認・認定</p>
6.10	登録の有効期間	<p>登録の有効期間は、国土交通大臣が登録した日から3年とする。</p>



6.11	登録の有効期間に関する特例（告示第8条の国土交通大臣が定める期間）	告示第8条第1項の「国土交通大臣が定める期間」は、5年間とする。なお、AEO承認・認定事業者は以下①を、ISO9001取得者は以下②を申請時に添付すること。 ① AEO承認・認定事業者であることを証明する書類及びAEO制度における監査部門によりコンテナ総重量確定に関する内部監査が行われていることを確認できる内部監査関係書類 ② ISO9001を取得していることを証明する書類及びISO9001の適用範囲にコンテナ総重量確定に関する内容が入っていることを確認できる書類
6.12	登録更新の手続き	登録確定事業者が、登録の更新を受けようとするときは、登録の有効期間満了の日の90日前から30日前までの間に登録の更新を申請しなければならない。更新の申請の方法については、登録の申請と同様とする。  また、添付書類（登記事項証明書及び業務実施手順書を除く。）については、既に国土交通大臣に提出されている書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。  なお、登録更新申請書及びその添付書類に加え、6.6に定められている事項を満たした業務実施手順書、重量確定業務に関する教育・訓練の実施記録、計量器の調整・点検結果報告を提出した場合従来の登録番号の使用を認めることとする。
6.13	登録廃止の手続き	登録確定事業者が自ら重量確定の業務を廃止したときは、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。
6.14	第三者の範囲	届出荷送人との契約に基づき重量を確定させる行為の一部（計測・算出又は署名・伝達）の依頼を受けた以下のいずれかの者は、荷送人に代わりコンテナ総重量の確定を事業として行う第三者としての国土交通大臣の登録を必要としない。 ① 届出荷送人が経営に関する重要な決定権を有する会社に重量の確定を依頼する場合（例えば、届出荷送人の子会社に依頼） ② 届出荷送人の経営に関する重要な決定権を有する会社に重量の確定を依頼する場合（例えば、届出荷送人の親会社に依頼） ③ 届出荷送人の責任下で貨物品等の重量を計測・算出する者、又は届出荷送人の責任下で運航船社並びにコンテナヤード責任者へコンテナ総重量を伝達する者

### 運航船社・コンテナヤード責任者

7.1	コンテナ総重量の船積計画への利用	運航船社又はコンテナヤード責任者は、コンテナ総重量が確定されたものであることを確認するまでは、当該コンテナを船積みしてはならない（日本籍船にあっては、外地における積込みを含む。ただし、SOLAS条約締約国において積込みを行う場合は、当該国の基準に従うこと。）。確認したコンテナ総重量は、船積みの計画に利用しなければならない。
7.2	最大総重量を超える総重量のコンテナの積載	運航船社又はコンテナヤード責任者はコンテナに取り付けられた安全承認板の最大総重量を超える総重量のコンテナを船積みしてはならない。
7.3	コンテナの搬入締切りの維持	運航船社又はコンテナヤード責任者は、コンテナ総重量が確定されたものであることを確認する作業のため、コンテナのコンテナヤード等への搬入時間が前倒しにならないよう努めること。
7.4	伝達されたコンテナ総重量の差異	コンテナ総重量は、運航船社又はコンテナヤード責任者に船積書類（ドックレシート等）又は搬入票により伝達されるが、船積書類及び搬入票で伝達された場合において、船積書類又は搬入票に記載されたコンテナ総重量に差異が生じた場合に備え、いずれのコンテナ総重量を船積計画に使用するかを定めておくことが望ましい。
7.5	輸出コンテナの職権による計測	運航船社又はコンテナヤード責任者は、コンテナ総重量が確定されたものであることが確認できない場合には、荷送人に対して、国土交通省令を満たすための計測を指示することができる。

## 国土交通省の取り組み

### 届出荷送人に係るもの

8.1	届出の受理	業務実施手順書について、それらを備えていることを証明する書類等に疑義がある場合、国土交通省はその本体について提出を求めることができる。国土交通省は、届出に不備がない場合には届出を受理し、届出簿に氏名又は名称、法人番号、届出日及び届出番号を記載する。 また、速やかに届出番号を届出者に文書又は電子的方法で通知する。
8.2	届出荷送人の公開	国土交通省は、船社又はコンテナヤード責任者がコンテナ総重量を確定した者が法令を遵守している者であることを特定するため、届出荷送人の氏名又は名称、届出番号、法人番号及び外部監査の有無を国土交通省のホームページにおいて公開する。
8.3	届出荷送人の公開の期間と削除	国土交通省は、届出日又は2.9の業務継続の報告があった日から3年を経過したにもかかわらず報告がない場合にあつては、電話、電子メール若しくは直接の訪問を含む実態確認等を行う。その実態が存在しないことを確認した場合、国土交通省は当該届出荷送人の公開を中止し、届出荷送人一覧からの削除を行うことができる。
8.4	届出荷送人への必要な調査	国土交通省は、船舶航行上の危険防止のため、届出荷送人の重量確定の実施状況について調査を実施する。この場合において、国土交通省は、船社又はコンテナヤード責任者に調査への協力を求めることがある。 調査員は調査現場で得られた客観的証拠を元に改善・是正の要求を行う。 調査員は調査が、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
8.5	改善の要求	調査において、コンテナ総重量の確定が業務実施手順書に従って行われているが、単純な人為的な誤りや、職員の教育・訓練等による業務の改善が必要と考えられる事項を発見した場合は、被調査者となる届出荷送人に改善を要求する。
8.6	是正の要求	調査において、業務実施手順書の不備及び定められた業務の実施手順がコンテナ総重量の確定に関する違反を引き起こす恐れがあることが明確であり業務実施手順書の変更等が必要なものを発見した場合は、被調査者となる届出荷送人に是正を要求する。是正を要求された被調査者は、是正し、調査員に是正が完了したことを報告し、確認を受けなければならない。 是正内容が不十分である場合又は報告されない場合には、船舶航行上の危険防止のため、国土交通大臣は是正のための指導を行うことができる。
8.7	届出荷送人への是正のための指導	国土交通大臣は、届出荷送人がコンテナ総重量を確定させる業務の実施手順によらないでコンテナ総重量の確定を行っていたときは、是正のための指導を行う。 届出荷送人に貨物品等の重量を伝達する者（実荷主等）は、正確にその物象の状態の量の計量に努め、届出荷送人に証明（伝達）しなければならないが、確定したコンテナ総重量の誤りは、届出荷送人に伝達される重量の誤りに起因する場合があることから、国土交通省は違反の原因を慎重に調査したうえで、是正のための指導を行うものとする。
8.8	届出の効力停止	届出荷送人に是正のための指導を行った場合であつて、指導を受けた者がそれに応じない場合は、国土交通大臣は、期間を定めてコンテナ総重量を自ら確定しようとする業務の全部又は一部の停止を命令することができる。 届出荷送人は、届出の効力の停止を命じられた期間は、自らコンテナ総重量を確定してはならない。

### 登録確定事業者に係るもの

9.1	登録申請書の審査	国土交通省は、申請書及び添付書類を審査し、審査基準に適合していると認められるときは、登録簿に登録年月日、登録番号、名称、住所、代表者氏名、法人番号、外部監査の有無、確定方法の区分及び計量器の種類（特定計量器又は点検・調整された、器差が±5%の範囲内である計量器）を記載する。  また、国土交通省は登録通知書をもって申請者に登録年月日及び登録番号を通知する。
9.2	登録確定事業者の公開	国土交通省は、船社又はコンテナヤード責任者がコンテナ総重量を確定した者が法令を遵守している者であることを特定するため、登録簿を国土交通省のホームページにおいて公開する。

9.3	登録確定事業者への必要な調査	国土交通省は、船舶航行上の危険防止のため、登録確定事業者の重量確定の実施状況について調査を実施する。この場合において、国土交通省は、船社又はコンテナヤード責任者に調査への協力を求める。 調査員は調査現場で得られた客観的証拠を元に改善・是正の要求を行う。 調査員は調査が、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
9.4	改善の要求	調査において、コンテナ総重量の確定が業務実施手順書に従って行われているが、単純な人為的な誤りや、職員の教育・訓練等による業務の改善が必要と考えられる事項を発見した場合は、被調査者となる登録確定事業者に改善を要求する。
9.5	是正の要求	調査において、業務実施手順書の不備及び定められた業務の実施手順がコンテナ総重量の確定に関する違反を引き起こす恐れがあることが明確であり業務実施手順書の変更等が必要なものを発見した場合は、被調査者となる登録確定事業者には是正を要求する。 是正を要求された被調査者は、是正し、調査員に是正が完了したことを報告し、確認を受けなければならない。 是正内容が不十分である場合又は報告されない場合には、船舶航行上の危険防止のため、国土交通大臣は是正のための指導として必要な措置をとることができる。
9.6	登録確定事業者への是正のための指導	国土交通大臣は、登録確定事業者にコンテナ総重量の確定に関する違反が見つかった場合には、是正のための指導を行う。 登録確定事業者に貨物品等の重量を伝達する者（実荷主等）は、正確にその物象の状態の量の計量に努め、登録確定事業者に証明（伝達）しなければならないが、確定したコンテナ総重量の誤りは、登録確定事業者に伝達される重量の誤りに起因する場合があることから、国土交通省は違反の原因を慎重に調査したうえで、是正のための指導を行うものとする。
9.7	登録の取り消し	国土交通大臣は、次のいずれかの場合には、登録の取消し、又は期間を定めてコンテナ総重量を確定しようとする業務の全部又は一部の停止を命令することができる。 ① 登録確定事業者には正のための指導を行った場合であって、指導を受けた者がそれに応じない場合 ② 不正な手段により登録及び変更登録を受けた場合

その他		
10.1	施行日	①省令等の公布と同時に、自らコンテナ総重量を確定する者の届出、荷送人に代わり事業として行う第三者の登録に係る規定を施行する。なお、条約の発行の日の前に船積みするコンテナのコンテナ総重量は、改正SOLAS条約に基づき確定された総重量である必要はない。 ②条約の発効の日より、運航船社又はコンテナヤード責任者は、コンテナ総重量が確定されたものであることを確認するまでは、当該コンテナを船積みしてはならない規定等を施行する。
10.2	総重量の精度	国土交通省は、運航船社又はコンテナヤード責任者に伝達されたコンテナ総重量と、実際に計測されたコンテナ総重量の誤差が発見された場合において、届出荷送人又は登録確定事業者に対して是正を要求又は指導する場合には、左記重量の間に±5%のしきい値を見込む。

## 6. よくある質問と回答

ガイドライン項番	質問	回答
	コンテナ輸出に関する新たな規制であるが、新法を制定しないのは何故か。	従前より、SOLAS条約に基づきコンテナ総重量の船社への報告は義務づけられており、日本では、一般の貨物品については「特殊貨物船舶運送規則」に、危険物の貨物品については、「危険物船舶運送及び貯蔵規則」にて規定されておりました。改正SOLAS条約はコンテナ総重量の計測方法の明確化を図ったもののため、既成の省令を改正することとしました。
	コンテナによる物流は複雑で、関係者が多いところ、どのような考え方で改正SOLAS条約を国内に取り入れたのか。	改正SOLAS条約の発効前の物流から、手順等の変更が可能な限り少ない制度となるよう検討して参りました。また、届出又は登録により、規制の実効性を確保することで、日本から輸出されるコンテナの円滑な荷揚げが出来ると考えております。
	一般のSOLAS条約改正を踏まえ、日本から海外に輸出するコンテナについては当該重量の確定方法を新たに定められることになるが、その他の輸出貨物についても同様の措置は講じないのか。なぜ輸出コンテナだけに追加的な措置が講じられなければならないのか。	近年、コンテナ総重量にかかる誤申告に起因すると思われる事故が散見されていることを踏まえ、国際海事機関（IMO）における議論を踏まえた海上人命安全条約（SOLAS条約）の改正内容に関し、国内法令で担保しました。なお、コンテナに限らず船舶に積み込む貨物等については、従前より当該重量を含めた情報を船長に提出することをSOLAS条約及び国内法令により義務付けられており、国際動向等を踏まえ検討していくこととなります。
	コンテナ総重量は、船積みに使用するコンテナヤードのクレーンに付随されている重量計をもって計量できるのではないのか。	改正SOLAS条約では、コンテナ総重量を船積計画への利用が求められております。船積計画はコンテナターミナルにおいて船積前に計画されるため、当該クレーンで計測したコンテナ総重量は、コンテナ総重量の確定に使用することはできません。また、クレーン作業に時間を要するなど、円滑な物流に支障を来す恐れもあります。
	トラックスケール等の公認計量場所が混雑するのではないのか。	検量事業者や、コンテナヤードのトラックスケールを使用すること無く、コンテナ総重量を計測できるよう、「方法2」とコンテナへの梱包の都度の計測を要さない貨物品等を整備しております。
	届出書、登録申請書のひな形や、業務実施手順書の記載内容、手続きの方法等は提示されるのか。	国際海上輸送コンテナの総重量の確定方法マニュアル（以下「マニュアル」）に掲載します。マニュアルは、改正省令及び告示の交付にあわせて、国土交通省のホームページで公開します。
1.1	対象となる国際輸送	R0-R0船に直接コンテナを積みつける場合は規制の対象になるのか。
1.2	対象となるコンテナ	貨物を12フィートコンテナにて搬送する場合は規制の対象となるのか。
1.3	コンテナ総重量に責任を負う者	<p>House B/Lに荷送人として記される荷送人はコンテナ総重量の責任を負うか。</p> <p>コンテナ総重量に責任を負うものは、船社との間で運送契約を締結した荷送人（発荷主）として、船荷証券（B/L）又は海上貨物運送状（Waybill）の荷送人（Shipper）の欄に名前のある者（Master B/Lに荷送人として記される者等）となるため、House B/Lに荷送人として記される荷送人はコンテナ総重量の責任を負うことはありません。</p> <p>ただし、House B/Lの荷送人であっても、計量法や港湾運送事業法等の法令を遵守する必要があります。</p>

1.3	コンテナ総重量に責任を負う者	FOB契約で貨物を輸出します。コンテナ総重量に責任を負う荷送人は誰になるのか。	外国の受荷主（日本国内に事務所を有する者を除く）が船社と運送契約を締結する本船渡し（FOB/FCA等）契約であって、当該受荷主がMaster B/Lの荷送人となる場合に限り、当該荷受人との契約又は当該荷受人の指示に基づきコンテナにて貨物を輸出する者（日本国内の個人又は法人であって、実際に貨物を輸出する商社、貨物利用運送事業者等）がコンテナ総重量に責任を負うものになります。
1.3	コンテナ総重量に責任を負う者	船社が他の船社のスロットをチャーターする場合は、スロットを借りる船社がMaster B/Lの荷送人となり、コンテナ総重量に責任を負う者となるのか。	コンテナ総重量に責任を負うのは、船社との間で運送契約を締結した荷送人であり、スロットを借りた船社と運送契約を締結した荷送人がコンテナ総重量の責任を負うこととなります。ここで言う船社は、船積みするコンテナ船の運航船社とブッキング船社となります。よって、スロットをチャーターするブッキング船社は、コンテナ総重量を確定することはないため、届出荷送人になるための届出又はコンテナ総重量を確定させる第三者としての登録は必要ありません。
1.5	コンテナ総重量の確定方法	方法2でコンテナ総重量を計測する場合、荷敷きなどの梱包材や固定材の重量も計測するのか。	改正SOLAS条約では、梱包材や固定材の重量の計測を求めています。日本では梱包材や固定材の規格品があることや、円滑な物流を阻害しない観点から、ガイドライン4.3のコンテナへの梱包の都度の計測を要さない貨物品等に、梱包材や固定材を含む制度としました。
1.6	コンテナ総重量を確定させる者	届出をした業者しかコンテナを輸出できないのか。	届出又は登録している方のいずれかがコンテナの総重量を確定させる必要があります。よって、届出をしていない荷送人であっても、常に登録確定事業者コンテナ総重量の確定を依頼することで、これまでと同様にコンテナ貨物を輸出することができます。
1.6	コンテナ総重量を確定させる者	従来どおりの作業で問題なくコンテナ総重量の算出ができていれば、届出は必要ないのか。	従来どおりの作業で問題なくコンテナ総重量が算出できていれば、新たな設備投資は必要ありませんが、自らコンテナ総重量を算出する場合には、届出は必要になります。
1.6	コンテナ総重量を確定させる者	誰が届出が必要で、誰が届出が必要ではないのか。	Master B/Lの荷送人になる場合であって、自らコンテナ総重量を計測・算出する場合には届出が必要となります。 Master B/Lの荷送人になる場合であって、常に登録確定事業者コンテナ総重量の確定を依頼する場合には届出は必要ありません。 Master B/Lの荷送人にならなければ（House B/Lの荷送人）、コンテナ総重量に責任は生じないことから届出は必要ありません。
1.6	コンテナ総重量を確定させる者	誰が登録が必要で、誰が登録が必要ではないのか。	荷送人の届出の有無に関係なく、荷送人に代わり、コンテナ総重量を確定させる事業者は登録が必要となります。 届出又は登録している方のいずれかがコンテナの総重量を確定させる制度のため、届出又は登録をしている者の責任の下で、コンテナ総重量並びに貨物品の重量を計測する者又は搬入票に署名しコンテナヤード責任者に伝達する者の登録は、必要ありません。
1.6	コンテナ総重量を確定させる者	発効後（7月1日以降）は、日本からの輸出コンテナの重量確定にあたり、届出荷送人または登録確定事業者でなければ出来ないのか。	その通りです。届出荷送人および登録確定事業者については、国土交通省のホームページで名称や届出・登録番号等を公表することとしており、取引等にあたり確認することができます。
1.7	トランシップコンテナの総重量	国際輸送において日本がトランシップ港となる場合とはどういうことか。	A国発→日本経由→B国行きのような場合です。この場合、A国にてコンテナが船積されるまでに、改正SOLAS条約に基づき確定されたコンテナ総重量が船長等に伝達されていると考えます。

1.7	トランシップコンテナの総重量	SOLAS条約を批准していない国から輸出されたコンテナを日本でトランシップする場合は、コンテナ総重量は既に確定されているとみなすのか。	船社が自ら又は船社がSOLAS条約を批准していない国から日本にコンテナを運送した船社に必要な指示を行い、コンテナ総重量を確定させてください。
1.7	トランシップコンテナの総重量	内航コンテナの輸送については、本制度は適用除外という理解でよいか。また、最終的には海外に仕向けるコンテナとして、例えば地方港から主要港まで一旦フィーダー輸送してから積替え（トランシップ）をして海外へ輸出する場合、当該コンテナの総重量確定はいつの時点までに行わなければならないのか。	本邦港間で運送される内航コンテナについては、今般の制度の対象外となります。ただし、ご質問にあったフィーダー輸送を経て海外に仕向ける輸出コンテナは、地方港で船舶に積み込む前までにコンテナ総重量を確定させるようにしてください。
1.7	トランシップコンテナの総重量	発効後、日本発の輸出コンテナを外国（SOLAS条約の締約国）で積替える（トランシップ）ケースを想定した場合、既に日本国内で関係法令に則り重量確定を行っていれば、当地で別船に積込む際に改めて重量確定を求められることはないという理解でよいか。日本の制度・方法は、世界的に標準なものとして認められているものなのか。	トランシップの場合、積み替える国の制度に従ってください。日本はSOLAS条約に準拠した制度としておりますので、日本で船積みされる前に、国内法令に則りコンテナ総重量の確定情報が伝達されていれば、当該コンテナの最終仕向け地まで輸送することができるものと認識しております。なお、改正SOLAS条約の適用を受けたコンテナを日本国内でトランシップする場合には、トランシップされるコンテナの総重量は既に確定されているとみなします。
1.8	コンテナの風袋重量の扱い	コンテナの風袋重量は計測する必要はあるのか。	コンテナ本体には国際規格又は日本工業規格に基づき風袋重量の明記が求められているため、明記されている重量を用いることができます。重量がコンテナに明記されていない場合、又は明記されているがコンテナが劣化並びに改造により、風袋重量と明記されている重量が異なると考えられる場合には、コンテナを保有する船社等に風袋重量をご確認ください。
1.8	コンテナ風袋重量の扱い	コンテナの風袋重量は、コンテナ表面に記載されている数値しかないが、コンテナの所有・管理者である船社に対し、正確な重量を求めることはできるのか。	コンテナ本体には国際規格又は日本工業規格に基づき風袋重量が印字されておりますが、印字が不明瞭な場合、コンテナが修繕等され印字された重量に疑義がある場合には、コンテナの所有・管理者にお問い合わせください。
2.1	自らコンテナ総重量を確定する荷送人の要件	海外にコンテナを輸出する者は、全ての者が国土交通省に届出をして「届出荷送人」とならなければならないのか。	届出荷送人は、自ら輸出コンテナの総重量を確定させる者であり、第三者にコンテナ総重量確定を委託する等、自らコンテナ総重量を確定させない荷送人については、届出を要しません。
2.2	コンテナ総重量の確定を行う事業所が備え置く業務実施手順書	計量を要しない貨物等はどのようなものがあるのか。	マニュアルに詳細を掲載します。
2.3	業務実施手順書の作成	「既に同等の文書を有している場合には、新たに文書を作成する必要はない。」とあるが、同等であることの判断基準はあるのか。	ガイドライン2.2に示される事項が含まれる文書であれば同等であると判断して構いません。既に保有する複数の社内規定等にまたがって規定されている場合には、当該複数の社内規定をもって、同等の文書とします。
2.4	届出の手続きと届出書の記載事項	「複数の事業所等を有する法人にあっては、法人単位での届出であっても、事業所等単位での届出でも構わない。」とあるが、本社等で一括して複数の事業所単位で届け出ても良いのか。	届出の単位は規定しておりませんので、どのような単位で届出しても構いません。
2.5	届出の手続き（届出書の添付書類）	「業務の実施方法を備えていることを証明する書類」とは何か。	コンテナ総重量を確定させる業務実施手順書を備えていることを確認するための書類となります。参考様式はマニュアルに掲載しますが、任意の様式でも構いません。



2.6	届出手続きの特例（記載事項等の一部を省略できる者）	ISO14001（環境マネジメントシステム）を取得しているが、書類の一部は省略できるのか。	書類の一部を省略すると認めるものは、AEO承認・認定事業者又はISO9001取得者のうち、重量確定に係るPDCAサイクルを保有する者としております。
2.6	届出手続きの特例（記載事項等の一部を省略できる者）	かつてISO9001を取得していたが、品質管理が十分可能になったことから返上し、現在は持っていない。この場合においても書類の一部は省略することは可能か。	第三者（ISO9001認証機関）により現在の手順が確認されていることが必要なため、現在所有していることが必要となります。
2.6	届出手続きの特例（記載事項等の一部を省略できる者）	届出をする法人としてはISO9001を取得していないが、コンテナ総重量を確定する組織、事業所はISO9001を取得している。この場合にあっても記載事項等の一部を省略できるのか。	ISO9001を取得する組織、事業所が品質管理のPDCAサイクルを保有することで、コンテナ総重量の確定が確実に実施されると考えておりますので、記載事項等の一部を省略して構いません。
2.6	届出手続きの特例（記載事項等の一部を省略できる者）	コンテナ総重量を確定に関与する当社の一部の組織ではISO9001を取得しているが、全ての組織ではISO9001を取得していない。この場合にあっても記載事項等の一部を省略できるのか。	ISO9001を取得する組織が備える文書化された手順において、ISO9001を取得していない組織、事業所のコンテナ総重量の確定に係る品質管理のPDCAサイクルが実施されていれば、記載事項等の一部を省略して構いません。 ISO9001を取得していない組織、事業所が届出者になる場合にあつて、ISO9001を取得する自社の他組織が備える文書化された手順において、届出者のコンテナ総重量の確定に係る品質管理のPDCAサイクルが実施されていない場合には、記載事項等の一部を省略することはできません。
2.7	届出の押印及び署名	電子的方法とは何か。	電子メールによる届出となります。詳細はマニュアルに掲載します。
2.11	業務継続の報告	「3年毎に業務の実施方法を点検（外部監査又は内部監査等）する」とあるが、点検の結果の報告はどうすれば良いのか。	点検とは、ISO審査機関による外部審査や、社内での内部監査等を指します。 外部審査を受けた場合には、審査の日と審査の結果を、内部監査による場合には、具体的な点検方法、点検の日、点検の結果を報告してください（共に審査、監査の結果通知等の写しでも構いません）。 点検の結果、不適合が見つかった場合であっても、それが法令に違反する行為であった場合を除き、適切に是正されていれば、問題はございません。
2.10	業務継続報告の期間に関する特例	既に届出荷送人として届出手続きをしており、AEO承認・認定事業者又はISO9001取得者であることを証明する書類を提出している場合、令和4年9月14日公布の告示改正に伴い、特段の追加手続きをしなくても、次回業務継続報告までの期間が自動的に延長されるのか。	次回報告までの期間が自動延長されることはありません。次回報告までの期間を5年間としたい場合は、次のいずれか書類を添付し、令和4年9月14日以降に点検結果報告書を提出してください。 ① AEO承認・認定事業者であることを証明する書類及びAEO制度における監査部門によりコンテナ総重量確定に関する内部監査が行われていることを確認できる内部監査関係書類 ② ISO9001を取得していることを証明する書類及びISO9001の監査範囲にコンテナ総重量確定に関する内容が入っていることを確認できる書類
3.1	方法1で使用することができる計量器	自ら点検・調整する場合の方法はどのようなものか。	計量器製造者・修理事業者・販売者が推奨する点検・調整方法や、分銅や特定計量器により計量された製品を使用して、使用する計量器の器差が±5%の範囲内であることを確認してください。 なお、計量法に基づく特定計量器の場合、器差の調整行為等は届出製造事業者又は届出修理事業者に限定され、再検定が必要になるなどの規制がありますので御注意ください。

3.2	トラックスケールによるコンテナ総重量の確認方法	ガイドラインではトラックスケールによるコンテナ総重量の確認方法として2つの方法が示されているが、どちらで計測しても構わないのか。	どちらでも構いません。
4.1	方法2によるコンテナ総重量の算出方法	複数のコンテナの運送を一括して契約する場合等にあつては、運送する全ての貨物品の重量を按分したものを搬入票に記載していたが、今後は按分した重量に、パレット、荷敷き、梱包材等の梱包材の重量と、コンテナ風袋重量を合算した重量を搬入票に記載することになるのか。	複数コンテナにわたる貨物の重量を按分することは認められません。各コンテナに梱包される貨物品等の重量と、コンテナ風袋重量を合算した重量を各コンテナ毎に対応する搬入票にそれぞれ記載するなどして、各コンテナ毎に総重量を確定してください。
4.3	コンテナへの梱包の都度の計測を要さない貨物品等	コンテナへの梱包の都度の計測を要さないものとして、「個別に封印されている小包や積荷であり、その表面に品物の正確な重量が明確かつ不変に印字されている物の重量」とあるが、印字されていないといけないのか。	後に書き替えられないように表示されていれば（悪意を持って書き替えられた場合等に判別ができる状態）、印字の形体は問いません。
4.3	コンテナへの梱包の都度の計測を要さない貨物品等	コンテナへの梱包の都度の計測を要さないものとして、「商取引に係る文書により重量が明確である貨物品等のうち軽微な仕様変更（外見上の変化が認められない場合に限る。）による重量の僅少な誤差」とあるが、判断基準はあるか。	コンテナ総重量を確定する者が判断して構いません。なお、国土交通省は、運航船社又はコンテナヤード責任者に伝達されたコンテナ総重量と、実際に計測されたコンテナ総重量の誤差が発見された場合において、届出荷送人又は登録確定事業者に対して是正を要求又は指導する場合には、左記重量の間に±5%のしきい値を見込んでいます。
4.3	コンテナへの梱包の都度の計測を要さない貨物品等	コンテナへの梱包の都度の計測を要さないものとして、「重量を計量した封印小包と同じ封印小包であつて、重量が不変であることを届出荷送人、実荷主、製造者、生産者等が保証する貨物の重量」とはどういうことか。	過去に重量が計測された封印小包と同じ封印小包を梱包する場合には、必ずしも改めて計測する必要はありません。
4.3	コンテナへの梱包の都度の計測を要さない貨物品等	仕様書等で重量が示されているものの、製造ラインによって若干の誤差が生じてしまうが、この場合においても仕様書等の重量を使用してよいか。	既に重量が判明しており、何度計測しても同じ重量を示す貨物品等について、都度の計測を要さないこととしています。従つて、仕様書等で重量が示されていても、大幅に誤差が生じる可能性がある場合は、都度の計測が必要です。
4.3	コンテナへの梱包の都度の計測を要さない貨物品等	化学品など数量と比重により容易に計算できるものについて、梱包重量を加算することで都度の検量を要さない貨物品として扱ってもよいか。	改正SOLAS条約では貨物品の重量を計測することが必要で、換算することは認められておりません。ただし、比重と数量が明確である貨物品であつて、ガイドライン4.3①のとおり商取引に係る文書により重量が明確になる貨物品については、コンテナへの梱包の都度の計測を要さない貨物品として構いません。なお、コンテナ総重量には、当該化学品を封印する容器の重量も足し合わせる必要があることにご留意ください。
4.3	コンテナへの梱包の都度の計測を要さない貨物品等	梱包材は角材やクッション材ロールの場合、長さあたりの重量から計算することはできるか。	改正SOLAS条約では貨物品の重量を計測することが必要で、長さから換算することは認められておりません。なお、縦横の長さ及び基準となる重量が計量され、長さあたりの重量から計算された貨物品の重量が4.3①のとおり商取引に係る文書により明示され、重量が明確になる梱包材等はこの限りではありません。
4.4	届出荷送人以外のサプライチェーン関係者による重量の確認	届出荷送人は登録確定事業者でない者に対しても重量の計測・算出を依頼し当該情報を取得できるとのことだが、そのような委託業務を登録確定事業者に限定しないのか。	国際コンテナ物流の円滑化を阻害しない実効性のある制度構築にあたり、コンテナ総重量の確定に責任を有する者として、届出荷送人および登録確定事業者の区分を設けることとし、自らコンテナ総重量確定を行う荷送人に対しては国土交通省への届出を求めます。届出荷送人には、国土交通省が定める計量器の要件や、コンテナ総重量を確定させる文書化された手順を備えることを求めており、これらを満たす届出荷送人の責任の範囲内において、貨物品等の計測を登録確定事業者以外に委託しても、コンテナ総重量の信頼性は確保されると考えております。



5.1	コンテナ総重量の運航船社又はコンテナヤード責任者への伝達	船社又はコンテナヤード責任者への伝達の具体的方法はあるのか。	国土交通省では新たな帳票等によるコンテナ総重量の伝達は求めません。コンテナ総重量が明記されている搬入票やドックレシート等による伝達が一般的であると考えています。 なお、法令では「船長及びコンテナヤード責任者」としておりましたが、コンテナヤード責任者を介して運航船社にも伝達されると考えているためです。なお、ガイドラインでは「運航船社又はコンテナヤード責任者」としておきます。
5.1	コンテナ総重量の運航船社又はコンテナヤード責任者への伝達	様々な書類・システム等にコンテナの『総重量』の記載を行う欄があるが、全ての書類等において記載する『総重量』を一致させなければならないのか。	コンテナの海上輸出に際して作成する書類等はそれぞれ受け取る者や目的に応じて様々な情報が記載されています。『総重量』についても書類等の目的に応じて記載すべき適切な情報が異なることがあるものと認識しています。今般のSOLAS条約で伝達が求められるコンテナ総重量については主に従前より搬入票によりコンテナヤード責任者などに伝えられていると承知しており、本マニュアルにおいても、搬入票に記入することを例示としてお示ししておりますが、実際のコンテナ総重量の伝達方法については、コンテナヤードや船社等関係者に事前にご確認頂くことが良いかと思われます。
6.1	登録確定事業者	港湾運送事業法によるコンテナ貨物の検量事業を行う者として国土交通大臣に許可された者として検量事業者が例示されているが、検数事業者も登録確定事業者になれるのか。	国土交通大臣が定める登録の要件に合えば、登録できます。
6.1	登録確定事業者	輸出コンテナに積み込む荷物、梱包材等の重量は、「登録確定事業者」でなければ計測できないのか。	荷送人からの委託に応じてコンテナ総重量を確定することができる者として「登録確定事業者」の区分を設けておりますが、個々の貨物品等の重量の計測・算出・情報取得等については、制限を設けておりません。また、最終的にコンテナ総重量の確定を行う者は、届出荷送人又は登録確定事業者であり、届出荷送人も荷物、梱包材等の重量を計測できます。
6.1	登録確定事業者	港湾運送事業法による一般港湾運送事業者のうち、海貨事業を行うことができる者として国土交通大臣に許可された者となるが、ここでいう海貨事業とは何か。	個品運送貨物の船舶への引渡し又は個品運送貨物の船舶からの受取りにあわせてこれらの行為に先行し又は後続するはしけ運送及び沿岸荷役行為を一貫して行う一般港湾運送事業となります。
6.1	登録確定事業者	貨物利用運送事業法による貨物利用運送事業として国土交通大臣の登録を受けた者又は許可された者であれば、コンテナ総重量の計測は可能なのか。	コンテナ重量計測に係る国土交通大臣の登録を受ける必要があります。
6.1	登録確定事業者	貨物利用運送事業法による貨物利用運送事業として国土交通大臣の登録を受けた者又は許可された者であることを証明する書類とは何か。また、それを紛失している場合にはどうすれば良いのか。	貨物利用運送事業に係る「登録通知書」又は「許可書」の写しのことです。なお、海運二種見なしを受けている事業者の方は、「海運二種の見なし許可に必要な追加書類の提出に係る通知について」及び「海運二種見なし許可手続き終了のお知らせ」並びに「事業計画」又は「集配事業計画」変更認可書の写しとなります。 紛失されている場合には、物流審議官部門国際物流課までご相談ください。
6.1	登録確定事業者	港頭地区ではなく、内陸で梱包を行う事業者は登録の必要があるか。	梱包の場所にかかわらず、荷送人の委託を受けてコンテナ重量の確定を行う場合は登録が必要となります。
6.4	登録申請の手続きと申請書の記載事項	「業務を開始しようとする日の前に国土交通大臣の登録を受けなければならない。」とあるが6月25日にコンテナヤードに搬入するコンテナの総重量を確定させる場合、いつまでに申請をすればよいか。	国土交通大臣による登録が完了した後、業登録確定事業者として業務を開始できます。国土交通省では、申請を受け付けた順に、申請書を審査します。平成28年7月1日の前後は多くの申請が見込まれますので、省令等が公布され、申請の準備が整い次第、登録の申請をお願いします。

6.5	登録の申請書の添付書類	「コンテナ総重量を確定させる業務を行う者が、確定業務に関する知識・経験を有する者であることを証明する書類（業務に関する教育・訓練を受けた記録、代表者の宣誓書等）」とあるがどのようなものか。	コンテナ総重量を確定させる業務（貨物品の計測や船積書類の作成等）を行う者全ての教育・訓練の経歴や保有する資格を記した経歴書、又は代表者が業務を行う者が知識・経験を有することを宣誓する文書を添付してください。宣誓する文書はマニュアルに例示します。
6.5	登録の申請書の添付書類	「港湾運送事業法等関係法令に抵触しないことを証明する書類（港湾運送事業法及びその関係法令に抵触しない範囲内で、コンテナ総重量を確定させる業務を実施する旨の代表者の宣誓書）」とあるがどのようなものか。	コンテナ総重量の確定に際して、港湾運送事業法等関係法令に抵触しないことを宣誓する文書を添付してください。宣誓する文書はマニュアルに例示します。
6.10	登録の有効期間	登録の有効期間を3年とするのは何故か。	登録確定事業者の業務実施状況を定期的に確認する必要があると考え、3年としました。
6.11	登録の有効期間に関する特例（告示第8条の国土交通大臣が定める期間）	既に登録確定事業者として登録しており、AEO承認・認定事業者又はISO9001取得者であることを証明する書類を提出している場合、令和4年9月14日公布の告示改正に伴い、特段の追加手続きをしなくても、登録の有効期間が自動的に延長されるのか。	登録の有効期間が自動延長されることはありません。有効期間を5年間としたい場合は、次のいずれかの書類を添付し、令和4年9月14日以降に登録更新申請書類一式を提出してください。 ① AEO承認・認定事業者であることを証明する書類及びAEO制度における監査部門によりコンテナ総重量確定に関する内部監査が行われていることを確認できる内部監査関係書類 ② ISO9001を取得していることを証明する書類及びISO9001の監査範囲にコンテナ総重量確定に関する内容が入っていることを確認できる書類
6.14	第三者の範囲	登録確定事業者が、業務の一部（署名・伝達等）を外部の者に依頼する場合には、依頼を受けた者は国土交通大臣の登録が必要なのか。	登録確定事業者が署名・伝達等を再委託する場合、登録確定事業者の責任下で、搬入票への署名したり、運航船社並びにコンテナヤード責任者へコンテナ総重量を伝達する場合には、当該委託を受けた者は、国土交通大臣の登録を受ける必要はありません。
7.4	伝達されたコンテナ総重量の差異	コンテナヤードで計量したコンテナ総重量と、荷送人から示されたコンテナ総重量に差異がある場合にはどうすれば良いか。	コンテナヤードで計量に用いた計量器がガイドラインで示した計量器である場合には、総重量に誤りがあることを荷送人に通知等し、総重量の修正等の措置をとってください。荷送人が修正等に応じない場合には、船積みを拒否することができます。
8.4 9.3	必要な調査	調査はどのように行われるのか。	調査を行う場合には、特段の事由がない限り、被調査者に調査日・調査員名等を事前に通知します。
8.4 9.3	必要な調査	船社又はコンテナヤードがコンテナ総重量の過ちを発見した場合には、どうすれば良いのか。	コンテナヤードで計量に用いた計量器がガイドラインで示した計量器である場合には、総重量に誤りがあることを荷送人に通知等し、総重量の修正等の措置をとってください。荷送人が修正等に応じない場合には、国土交通省までご連絡ください。
8.5 9.4	改善の要求	改善の要求とはどのようなものか。又、改善を要求された場合には、どうすれば良いのか。	概ね適切にコンテナ総重量の確定されているものの、一部に単純な人為的な誤りや、一部の職員の教育・訓練等による業務の改善が必要と考えられる事項を発見した場合には、改善を要求します。改善の要求は今後起こりうる不具合を未然に防ぐ為のものでありますので、被調査者が自主的に対応・行動して頂くことになります。

8.6 9.5	是正の要求	是正を要求された場合は、どうすれば良いのか。	業務実施手順書の不備や、業務の実施手順がコンテナ総重量の確定に関する違反を引き起こす恐れがあることが明確であり、業務実施手順書の変更等が必要と調査員が判断した場合には、被調査者に是正を要求します。 是正を要求された被調査者は、手順の整備や変更等が必要となります。是正が完了した場合には、国土交通省に是正内容を報告してください。 是正内容が不十分である場合又は報告されない場合には、船舶航行上の危険防止のため、国土交通大臣は是正の再要求や、是正のための指導等の必要な措置をとることがあります。
8.7 9.6	是正のための指導	どのような場合に、是正のための指導がされるのか。	是正の要求に応じて頂けないときや、コンテナ総重量を確定させる業務の実施手順によらないでコンテナ総重量の確定を行っていたことが発見された場合には、是正のための指導を行います。 なお、計量法において、届出荷送人や登録確定事業者に貨物品等の重量を伝達する者（実荷主等）は、正確にその物象の状態の量の計量に努め、届出荷送人に証明（伝達）しなければなりませんので、これを考慮した上での指導となります。
8.7 9.6	是正のための指導	実荷主、製造者、生産者が伝達する重量が正確でない場合であっても、是正のための指導を行うのか。	是正のための指導は、重量を確定する届出荷送人又は登録確定事業者に行います。実荷主、製造者、生産者等が正確な重量をコンテナ総重量を確定させる者に提出しない場合には、コンテナ総重量を確定する者が計測するか、契約等に基づいて実荷主等に正確な重量の提出を求めることとなります。
8.8	届出の効力停止	届出の効力の停止を命ぜられるのはいつか。	効力の停止を措置する前に、原則として是正を命令します。是正のための指導を受けた者がそれに応じない場合に、効力の停止を命令することとなります。
9.7	登録の取り消し	登録の取り消しを命ぜられるのはどのようなときか。	登録確定事業者には是正のための指導がなされた場合であって、指導を受けた者がそれに応じない場合や、不正な手段により登録及び変更登録を受けた場合等です。
10.1	施行日	条約の発効の日はいつか。	平成28年7月1日となります。

**【別紙】コンテナ総重量の確定に係る届出・登録事項 一覽**

		届出・申請に必要な書類	ISO9001認証を得ている場合の申請書類	AEO承認・認定事業者である場合の申請書類
区分	期間	書類及び記載事項	書類及び記載事項（省略等できる書類を抹消線で示す）	書類及び記載事項（省略等できる書類を抹消線で示す）
自らコンテナ総重量を確定する荷送人	届出	<p>業務継続報告期間は、3年 ただし、右欄中※1又は※2を提出した者にあつては5年</p> <p>(1)届出書 以下の事項を記載 ① 名称及び住所並びに代表者の氏名及び法人番号(13桁) ② 業務の種類及び概要 ③ 届出に係る担当部門の責任者の氏名、職名及び連絡先 ④ コンテナ総重量を確定させる業務を行う事業所の住所及び名称 ⑤ コンテナ総重量の確定方法の区分 (2)添付書類 ① 現在事項が証明できる登記事項証明書 ② 業務の実施方法を備えていることを証明する書類</p>	<p>(1)届出書 以下の事項を記載 ① 名称及び住所並びに代表者の氏名及び法人番号(13桁) ② 業務の種類及び概要 ③ 届出に係る担当部門の責任者の氏名、職名及び連絡先 ④ コンテナ総重量を確定させる業務を行う事業所の住所及び名称 ⑤ コンテナ総重量の確定方法の区分 (2)添付書類 ① 現在事項が証明できる登記事項証明書 ② 業務の実施方法を備えていることを証明する書類 ③ ISO9001を取得していることを証明する書類及びISO9001の適用範囲にコンテナ総重量確定が入っていることを確認できる書類 ※1</p>	<p>(1)届出書 以下の事項を記載 ① 名称及び住所並びに代表者の氏名及び法人番号(13桁) ② 業務の種類及び概要 ③ 届出に係る担当部門の責任者の氏名、職名及び連絡先 ④ コンテナ総重量を確定させる業務を行う事業所の住所及び名称 ⑤ コンテナ総重量の確定方法の区分 (2)添付書類 ① 現在事項が証明できる登記事項証明書 ② 業務の実施方法を備えていることを証明する書類 ③ AEO承認・認定事業者であることを証明する書類及びAEO制度における監査部門によりコンテナ総重量確定に関する内部監査が行われていることを確認できる内部監査関係書類 ※2</p>
荷送人に代わり、コンテナ総重量を確定する第三者	登録	<p>登録有効期間は3年 ただし、右欄中※1又は※2を提出した者にあつては5年</p> <p>(1)申請書 以下の事項を記載 ① 名称及び住所並びに代表者の氏名及び法人番号(13桁) ② コンテナ総重量を確定させる業務を行うおとする事業所の名称及び所在地 ③ 登録に係る担当部門の責任者の氏名、職名及び連絡先 ④ コンテナ総重量の確定方法の区分 ⑤ 計量器の種類 (2)添付書類 ① 定款及び登記事項証明書 ② 役員の氏名及び経歴を記載した書類 ③ 方法1によりコンテナ総重量を確定させる業務に用いる計量器の名称、数量、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別を記載した書類 ④ コンテナ総重量を確定させる業務を行う者の氏名を記載した書類 ⑤ コンテナ総重量を確定させる業務を行う者が、確定業務に関する知識・経験を有する者であることを証明する書類 ⑥ コンテナ総重量を確定させる業務に係る業務実施手順書 ⑦ 次の許可等を得ている者にあつては、それを証明する書類の写し ・港湾運送事業法によるコンテナ貨物の検量事業を行う者として国土交通大臣に許可された者 ・港湾運送事業法による一般港湾運送事業者のうち、海貨事業者として国土交通大臣に許可された者 ・荷送人等との契約に基づき重量を確定する貨物利用運送事業法による貨物利用運送事業を行う者として国土交通大臣の登録を受けた者又は許可された者(国土交通大臣により許可を受けたとみなされる者を含む) ⑦ 港湾運送事業法等関係法令に抵触しないことを証明する書類</p>	<p>(1)申請書 以下の事項を記載 ① 名称及び住所並びに代表者の氏名及び法人番号(13桁) ② コンテナ総重量を確定させる業務を行うおとする事業所の名称及び所在地 ③ 登録に係る担当部門の責任者の氏名、職名及び連絡先 ④ コンテナ総重量の確定方法の区分 ⑤ 計量器の種類 (2)添付書類 ① 定款及び登記事項証明書 ② 役員の氏名及び経歴を記載した書類 ③ 方法1によりコンテナ総重量を確定させる業務に用いる計量器の名称、数量、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別を記載した書類 ④ コンテナ総重量を確定させる業務を行う者の氏名を記載した書類 ⑤ コンテナ総重量を確定させる業務を行う者が、確定業務に関する知識・経験を有する者であることを証明する書類 ⑥ コンテナ総重量を確定させる業務に係る業務実施手順書 ⑦ 次の許可等を得ている者にあつては、それを証明する書類の写し ・港湾運送事業法によるコンテナ貨物の検量事業を行う者として国土交通大臣に許可された者 ・港湾運送事業法による一般港湾運送事業者のうち、海貨事業者として国土交通大臣に許可された者 ・荷送人等との契約に基づき重量を確定する貨物利用運送事業法による貨物利用運送事業を行う者として国土交通大臣の登録を受けた者又は許可された者(国土交通大臣により許可を受けたとみなされる者を含む) ⑦ 港湾運送事業法等関係法令に抵触しないことを証明する書類 ⑧ ISO9001を取得していることを証明する書類及びISO9001の監査範囲にコンテナ総重量確定が入っていることを確認できる書類 ※1</p>	<p><b>【新設】</b> (1)申請書 以下の事項を記載 ① 名称及び住所並びに代表者の氏名及び法人番号(13桁) ② コンテナ総重量を確定させる業務を行うおとする事業所の名称及び所在地 ③ 登録に係る担当部門の責任者の氏名、職名及び連絡先 ④ コンテナ総重量の確定方法の区分 ⑤ 計量器の種類 (2)添付書類 ① 定款及び登記事項証明書 ② 役員の氏名及び経歴を記載した書類 ③ 方法1によりコンテナ総重量を確定させる業務に用いる計量器の名称、数量、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別を記載した書類 ④ コンテナ総重量を確定させる業務を行う者の氏名を記載した書類 ⑤ コンテナ総重量を確定させる業務を行う者が、確定業務に関する知識・経験を有する者であることを証明する書類 ⑥ コンテナ総重量を確定させる業務に係る業務実施手順書 ⑦ 港湾運送事業法等関係法令に抵触しないことを証明する書類 ⑧ AEO承認・認定事業者であることを証明する書類及びAEO制度における監査部門によりコンテナ総重量確定に関する内部監査が行われていることを確認できる内部監査関係書類 ※2</p>